

(学校感染症 出席停止の期間の基準)

	感染症名	出席停止期間
第一種	※1参照	治癒するまで。
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症	感染性胃腸炎	下痢、嘔吐が軽減した後、全身状態の良い場合は登校可能。
	手足口病	本人の全身状態が安定している場合は登校可能。
	溶連菌感染症(主にA群溶血性レンサ球菌感染症)	適切な抗菌薬療法開始後24時間以降登校可能。
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹のみで全身状態の良い場合は登校可能。
	ウイルス性肝炎	A型: 肝機能が正常になった場合は登校可能。 B型: 急性肝炎の急性期でない限り登校可能。
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態の良い物は登校可能。
	アタマジラミ	登校可能。タオル、くしや帽子の共用をしない。
	伝染性軟属腫(水いぼ)	登校可能。タオル、ビート板、浮き輪などの共用をしない。
	伝染性膿痂疹(とびひ)	登校可能。集団生活では直接触れないよう覆うなどする。

 :特に感染症の罹患が多いものについて色付けしています。

※1: 第一種の感染症: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。